

令和2年第1回

多摩川衛生組合議会定例会

(会議録)

多摩川衛生組合議会定例会会議録

1. 日 時 令和2年2月14日(金)午後2時34分
2. 場 所 多摩川衛生組合議場
3. 応 招 議 員 (16名)
 - 1 番 宮 坂 良 子 君
 - 2 番 佐々木 貴 史 君
 - 3 番 辻 村 と も こ 君
 - 4 番 谷田部 一 之 君
 - 5 番 臼 井 克 寿 君
 - 6 番 遠 田 宗 雄 君
 - 7 番 手塚 と し ひ さ 君
 - 8 番 市 川 一 徳 君
 - 9 番 住 友 珠 美 君
 - 10 番 藤 田 貴 裕 君
 - 11 番 青 木 淳 子 君
 - 12 番 青 木 健 君
 - 13 番 村 上 洋 子 君
 - 14 番 山 岸 太 一 君
 - 15 番 つ の じ 寛 美 君
 - 16 番 北 浜 けんいち 君
4. 不 応 招 議 員 な し
5. 出 席 説 明 員
 - 管 理 者 高 橋 勝 浩 君
 - 副 管 理 者 松 原 俊 雄 君
 - 副 管 理 者 永 見 理 夫 君
 - 会 計 管 理 者 秋 和 広 子 君
 - 事 務 局 長 小 川 由 紀 夫 君
 - 総 務 課 長 大 砂 銀 二 郎 君
 - 施 設 課 長 加 藤 稔 君
 - 事 務 局 副 参 事 佐 藤 俊 彦 君
6. 会 議 書 記
 - 総 務 係 長 田 代 興 大 君
 - 人 事 議 事 担 当 係 長 松 本 光 君

議 事 次 第

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 管理者行政報告
- 第 5 第1号議案 多摩川衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び
期末手当に関する条例
- 第 6 第2号議案 会計年度任用職員制度の導入等に伴う関係条例の整備に
関する条例
- 第 7 第3号議案 専決処分の承認を求めることについて（多摩川衛生組合
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条
例）
- 第 8 第4号議案 令和2年度多摩川衛生組合一般会計予算
- 第 9 第5号議案 令和2年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金につ
いて
- 第10 第6号議案 多摩川衛生組合監査委員の選任について
- 第11 第7号議案 東京都市町村職員退職手当組合格約の変更について
- 第12 第8号議案 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更につ
いて
- 第13 第9号議案 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の
数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変
更について
-

午後2時34分 開会・開議

○議長（谷田部 一之君） ただいまから、令和2年第1回「多摩川衛生組合議会定例会」を開会いたします。

議案につきましては、事前に配付をさせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

なお、高野副管理者から欠席のご連絡をいただいております。

本日の出席議員は16名でございます。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでございます。

○議長（谷田部 一之君） それでは、日程第1「諸般の報告」を行います。

当議会定例会の傍聴者数は、おおむね30名までといたします。また、報道関係者のカメラやフィルムの撮影については、「議事の進行の支障にならない範囲」という条件で管理者行政報告の始まる前まで許可することといたします。

なお、事務局から多摩川衛生組合ホームページ等で議会の活動についての紹介を行うため、本定例会の様子を写真撮影したいとの申し出がありましたので、こちらについては議会終了時まで許可することといたします。

○議長（谷田部 一之君） 次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

多摩川衛生組合議会会議規則第77条の規定により、議長において、2番佐々木貴史議員、11番青木淳子議員、14番山岸太一議員を本定例会の会議録署名議員に指名させていただきます。

○議長（谷田部 一之君） 次に、日程第3「会期の決定」を議題といたします。

本定例会を開会するにあたりまして、1月31日に議会運営委員会が開かれておりますので、委員長からの報告を求めます。

議会運営委員長。

○議長運営委員長（辻村 ともこ君） それでは、報告をさせていただきます。

本日の第1回「多摩川衛生組合議会定例会」の開会に先立ちまして、1月31日に議会運営委員会を開催し、本会の会期等、議会運営について協議を行っておりますので、その結果を報告いたします。

本定例会の会期につきましては、本日1日とすることに決定しております。

また、会議の日程につきましては、お手元に配付してあります議事日程のとおりでございます。

本定例会の円滑な運営ができますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げ、報告とさせていただきます。

○議長（谷田部 一之君） 以上で議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」 の声あり 〕

○議長（谷田部 一之君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（谷田部 一之君） 次に、日程第4「管理者行政報告」について発言を許可します。

管理者。

○管理者（高橋 勝浩君） 本日は、各市とも定例議会を間近に控えまして、大変お忙しいところ、令和2年第1回「多摩川衛生組合議会定例会」にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

令和元年11月15日に開催されました定例会以降の組合の概況につきまして、ご報告を申し上げます。

はじめに、ごみ処理実績でございますが、平成31年4月から令和元年12月までの可燃ごみ搬入量は、7万1,486トンで、前年同期の7万382トンと比較しますと1,104トンの増となっております。この搬入量のうち、小金井市の可燃ごみは197トン減の4,028トンとなっております。

なお、小金井市の可燃ごみにつきましては、令和元年12月をもって受託処理が終了となりましたことを併せてご報告をいたします。

不燃・粗大ごみの搬入量につきましては、2,243トンで、前年同期の2,130トンと比較しますと113トンの増となっております。

また、焼却炉につきましては、2月1日から全炉を停止し、現在、一斉に補修作業を行っております。なお、今後につきましては、2月15日に2号炉から立ち上げ、順次焼却を再開していく予定でございます。

次に、し尿処理実績でございますが、平成31年4月から令和元年12月までの搬入量は、1,648キロリットルで、前年同期の1,650キロリットルと比較しますと2キロリットルの減となっております。このうち、三鷹市のし尿搬入量は147キロリットルとなっております。

次に、監査に関する事項でございますが、例月出納検査につきましては、令和元年12月23日に平成31年度10月・11月分の検査を実施していただきました。また、同日には例月出納検査と併せまして、平成31年度多摩川衛生組合定期監査として平成31年4月1日から令和元年9月30日までの総務課の事務事業監査を実施していただきました。

以上の例月出納検査及び定期監査につきましては、財務等に関する事務は適正になされている旨の監査報告をいただいております。

最後に、本定例会には管理者提出議案といたしまして、令和2年度多摩川衛生組合一般会計予算など9議案を提出させていただいております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、ご挨拶と併せまして行政報告といたします。

○議長（谷田部 一之君） 以上で管理者行政報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等のある方は挙手をお願いいたします。

[「なし」の声あり]

○議長（谷田部 一之君） 質疑を終結いたします。

○議長（谷田部 一之君） 次に、日程第5「第1号議案 多摩川衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を議題といたします。

管理者より提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（高橋 勝浩君） 「第1号議案 多摩川衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」につきまして、提案理由を申し上げます。

本案は、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」による会計年度任用職員制度の導入に伴い、「多摩川衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を制定するものでございます。

内容につきましては、事務局長から説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（谷田部 一之君） 第1号議案の補足説明について、事務局長の発言を許可します。

事務局長。

○事務局長（小川 由紀夫君） 「第1号議案 多摩川衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」につきまして、提案理由の補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書及び議案関係資料の議案概要説明書1ページをご覧ください。はじめに、概要につきましてご説明申し上げます。

本案は、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」による会計年度任用職員制度の導入に伴い、「多摩川衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を制定するものでございます。

次に、条例の内容につきまして、条文に従って順次ご説明申し上げます。

第1条は、地方自治法の規定に基づき、会計年度任用職員の報酬等の額及びその支給方法に関し、必要な事項を定める条例である旨を明らかにする規定でございます。

第2条は、支給する報酬の額の範囲について規定するものでございます。

第3条は、報酬の支給方法等について規定するものでございます。

第4条は、出張した際に発生する費用の弁償額、弁償方法等について規定するものでございます。

第5条は、期末手当の支給要件、支給方法等について規定するものでございます。

第6条は、この条例の施行にあたりまして、必要な事項は、規則で定める旨を規定するものでございます。

最後に附則といたしまして、施行期日を令和2年4月1日と規定しております。

以上で、「第1号議案 多摩川衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」の提案理由の補足説明を終わります。

○議長（谷田部 一之君） 以上で提案理由及び提案理由の補足説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等のある方は挙手をお願いいたします。

[「なし」の声あり]

○議長（谷田部 一之君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、「第1号議案 多摩川衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（谷田部 一之君） 挙手全員であります。

よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（谷田部 一之君） 次に、日程第6「第2号議案 会計年度任用職員制度の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。

管理者より提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（高橋 勝浩君） 「第2号議案 会計年度任用職員制度の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による会計年度任用職員制度の導入等に伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、事務局長から説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（谷田部 一之君） 第2号議案の補足説明について、事務局長の発言を許可します。

事務局長。

○事務局長（小川 由紀夫君） 「第2号議案 会計年度任用職員制度の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例」につきまして、提案理由の補足説明を申し上げます。

議案書及び議案関係資料の議案概要説明書2ページから18ページになります。

はじめに、概要についてご説明申し上げます。

本案は、会計年度任用職員制度の導入等に伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、条例の内容につきまして、条文に従って順次ご説明申し上げます。

第1条は、多摩川衛生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。会計年度任用職員の休職期間の範囲を管理者が定めることを規定するほか、文言の整理をいたします。

第2条は、多摩川衛生組合職員の懲戒に関する条例の一部改正でございます。会計年度任用職員の減給及び停職の効果を規定するほか、文言整理を行うものでございます。

第3条は、多摩川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。会計年度任用職員を条例の対象外とするほか、文言整理を行うものでございます。また、地方公務員法の改正による成年被後見人等に係る欠格条項の削除に伴いまして、係る関係規程を削除するものでございます。

第4条は、多摩川衛生組合職員の旅費に関する条例の一部改正でございます。会計年

度任用職員を条例の対象外とするほか、文言を整理いたします。

第5条は、多摩川衛生組合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。会計年度任用職員制度の導入に伴い、専務的非常勤職員に係る規程を削除するものでございます。

第6条は、多摩川衛生組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正でございます。専務的非常勤制度の廃止に伴い、文言の整理を行うものでございます。

また、議員に係る公務災害補償等については、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合に加入しているため、議員に係る文言の整理をするものでございます。

第7条は、多摩川衛生組合一般職の職員の定年等に関する条例の一部改正でございます。定年制の適用がある職員の定義から会計年度任用職員等を除外するものでございます。

第8条は、多摩川衛生組合一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。会計年度任用職員における育児休業等の規程を整備するほか、文言の整理を行うものでございます。

第9条は、多摩川衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正でございます。臨時職員制度の廃止に伴い、文言の整理を行うものでございます。

附則は、この条例の施行日を規定しております。会計年度任用職員制度の導入に伴う規定については、令和2年4月1日を施行期日とし、地方公務員法の改正による成年被後見人等に係る欠格条項の削除に伴う改正規定については公布の日を施行期日とするものでございます。

以上で、「第2号議案 会計年度任用職員制度の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例」の提案理由の補足説明を終わります。

○議長（谷田部 一之君） 以上で提案理由及び提案理由の補足説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等のある方は挙手をお願いいたします。

〔 「なし」 の声あり 〕

○議長（谷田部 一之君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、「第2号議案 会計年度任用職員制度の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例」を採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔 賛成者 挙手 〕

○議長（谷田部 一之君） 挙手全員であります。

よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（谷田部 一之君） 次に、日程第7「第3号議案 専決処分の承認を求めることについて（多摩川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

管理者より提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（高橋 勝浩君） 「第3号議案 専決処分の承認を求めることについて（多摩川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」の提案理由を申し上げます。

本案は、東京都人事委員会勧告の趣旨に沿った、多摩川衛生組合一般職の職員の給与改定等を行う必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年11月29日付けで専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

内容につきましては、事務局長より説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（谷田部 一之君） 第3号議案の補足説明について、事務局長の発言を許可します。

事務局長。

○事務局長（小川 由紀夫君） 「第3号議案 専決処分の承認を求めることについて（多摩川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」につきまして、提案理由の補足説明を申し上げます。

議案書及び議案関係資料の議案概要説明書19ページから20ページとなります。

専決処分を行った条例は、「多摩川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、特に緊急を要するため議会を招集するいとまがなかったことから、管理者の専決処分により改正をさせていただいたものでございます。

令和元年10月16日付けの東京都人事委員会の勧告では、給与実態調査に基づき、特別給における、民間従業員への支給割合が東京都職員の年間支給月数を上回るため、これを0.05月分引き上げるべき旨の勧告となっております。

本組合におきましては、平成5年度から東京都人事委員会勧告の内容及び趣旨に沿って給与改定を行ってきておりますことから、今回も同様の措置を講ずるものでございます。

改正の内容といたしましては、第24条及び附則第2条におきまして、勤勉手当の年間支給月数を0.05月分引き上げるとともに、6月支給分と12月支給分を同じ割合に調整するほか、文言を整理するものでございます。

以上、「第3号議案 専決処分の承認を求めることについて（多摩川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」の提案理由の補足説明を終わります。

○議長（谷田部 一之君） 以上で提案理由及び提案理由の補足説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等のある方は挙手をお願いいたします。

[「なし」の声あり]

○議長（谷田部 一之君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、「第3号議案 専決処分の承認を求めることについて（多摩川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」を採決いたします。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（谷田部 一之君） 挙手全員であります。

よって、第3号議案は原案のとおり承認されました。

○議長（谷田部 一之君） 次に、日程第8「第4号議案 令和2年度多摩川衛生組合一般会計予算」と、日程第9「第5号議案 令和2年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金について」は、共に関連がございますので、一括して説明を受け、質疑も一括で行い、その上でそれぞれの議案についてお諮りしたいと考えておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（谷田部 一之君） ご異議なしと認め、そのように進行いたします。

それでは、管理者より第4号議案、第5号議案の提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（高橋 勝浩君） 「第4号議案 令和2年度多摩川衛生組合一般会計予算」及び「第5号議案 令和2年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金について」、一括してご説明を申し上げます。

「第4号議案 令和2年度多摩川衛生組合一般会計予算」につきましては、令和2年度歳入歳出予算総額は、18億843万1,000円、前年度比で、2億5,333万2,000円の減となっております。

次に、「第5号議案 令和2年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金について」でございませう。

ごみ処理負担金の合計は、15億9,916万3,000円、し尿処理負担金の合計は、5,763万3,000円となります。

以上が第4号議案及び第5号議案の概要でございます。

詳細につきましては、事務局長より説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（谷田部 一之君） 第4号議案、第5号議案の補足説明について、事務局長の発言を許可します。

事務局長。

○事務局長（小川 由紀夫君） 「第4号議案 令和2年度多摩川衛生組合一般会計予算」及び「第5号議案 令和2年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金について」、一括して提案理由の補足説明を申し上げます。

令和2年度における当初予算編成にあたりましては、構成各市の厳しい財政状況を踏まえ、経常経費の抑制を図るとともに自主財源の確保に努め、費用対効果及び財政負担の軽減の観点から、事業の必要性を検討した上で最小の経費で最大の効果が得られるよう予算積算を行ってきております。また、監査委員からご意見をいただきました、不用額の抑制のために、過去の決算等の分析・検証を十分に踏まえるとともに、予算積算の段階でより精査された計上額とするように努めてまいりました。

はじめに、歳入予算からご説明を申し上げます。予算書2ページ及び議案関係資料21ページをお開きください。

議案関係資料の21ページ「令和2年度歳入歳出予算の構成及び前年度との比較」にあります上段の表「1. 歳入」をご覧ください。

令和2年度歳入歳出予算の総額は、18億843万1,000円で、前年度比では、2億5,333万2,000円の減となっております。

第1款「分担金及び負担金」につきましては、令和2年度予算額は16億5,679万6,000円で、前年度比で701万4,000円の増となっております。

なお、歳入に占める負担金の割合は91.6%となっております。

次に、第2款「使用料及び手数料」は、610万9,000円で、前年度比で38万円の増となっております。

第3款「財産収入」は、217万4,000円で、前年度比で48万2,000円の増となっております。

第4款「繰越金」は、科目設置の1,000円を計上いたしております。

第5款「諸収入」は、1億4,240万1,000円で、前年度比で2億5,618万3,000円の減となっております。

第6款「国庫支出金」は、95万円で、前年度比で10万8,000円の減となっております。

なお、平成31年度におきまして予算措置をいたしておりました繰入金につきましては、令和2年度は基金を財源とする事業がございませんことから、予算計上はいたしておりません。

次に、歳出予算でございます。

予算書の3ページ、議案関係資料21ページの今ご覧をいただいております下段の表「2. 歳出」をご覧ください。

第1款「議会費」の予算額は、861万1,000円で、前年度比で42万8,000円の増となっております。

第2款「総務費」の予算額は、2億7,180万9,000円で、前年度比で470万4,000円の増となっております。

第3款「施設運営費」は、14億405万9,000円で、前年度比で2,880万9,000円の減となっております。

項別の内訳といたしましては、ごみ処理施設費は、13億5,947万7,000円で、前年度比で2,907万9,000円の減。し尿処理施設費は、4,458万2,000円で、前年度比で27万円の増となっております。

第4款「公債費」は、8,566万4,000円で、前年度と同額となっております。

第5款「諸支出金」は、828万8,000円で、前年度比で2億2,473万8,000円の減となっております。

第6款「予備費」は、例年と同額の3,000万円を計上いたしております。

なお、平成31年度におきまして予算措置をいたしておりました施設建設費におきましては、令和2年度は計画している事業がございませんので、予算計上はいたしておりません。

次に、予算書5ページから12ページ及び議案関係資料22ページの歳入予算の状況につきまして、前年度との比較で主な増減理由をご説明させていただきます。

それでは、議案関係資料22ページ「歳入予算の状況」の左側にございます歳入予算の内訳をご覧ください。

第1款「分担金及び負担金」につきましては、ごみ処理負担金とし尿処理負担金を合算した全体額では16億5,679万6,000円となり、前年度比で701万4,000円の増となっております。

予算増の主な理由でございますが、し尿処理負担金では経常経費分負担金が前年度比で881万7,000円の減となったものの、ごみ処理負担金の経常費負担金分が前年度比で1,583万1,000円の増となったことが予算増の要因でございます。

続きまして、第2款「使用料及び手数料」は、610万9,000円で、前年度比で38万円の増となっております。

次に、第3款「財産収入」の217万4,000円でございますが、財政調整基金及び施設整備基金の預金利子などの運用益を収納するため、計上をいたしております。

第4款「繰越金」でございますが、1,000円の科目設置の計上となっております。

次に、第5款「諸収入」は、1億4,240万1,000円で、前年度比で2億5,618万3,000円の減となっております。

主な予算減の理由でございますが、この資料右側下段、諸収入の内訳にございます最後の項目「可燃ごみ受託処理料」でございますが、平成20年度からごみ処理広域支援の一環といたしまして、小金井市の可燃ごみ受託処理を行ってまいりましたが、令和2年度以降につきましては、小金井市の可燃ごみ受託処理の予定がございませので、その処理料分が減となっております。

また、小金井市の可燃ごみの受託処理がなくなることによりまして、焼却量の減少等に伴い、発電電力量が低下する見込みであり、上から2項目に記載をいたしておりますとおり、売電料が2,898万7,000円の減額となっております。

なお、上から3項目のし尿受託処理料につきましては、多摩市及び三鷹市のし尿受託処理料を合算した額といたしまして、960万円の増額、上から4項目及び5項目の鉄くず等売払料及び焼却物混入鉄売払料につきましては、近況の鉄くず相場が下落傾向にあることから、それぞれ単価の減を見込みまして、減額となっております。

第5款「諸収入」の主な増減理由につきましては、以上でございます。

続きまして、第6款「国庫支出金」でございます。令和2年度につきましても国庫支出金といたしまして、廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金として95万円を計上いたしております。

続きまして、「繰入金」でございますが、令和2年度は基金を財源とする事業がありませんので、予算計上がございませ。

次に、歳出予算でございます。

予算書13ページから32ページ及び議案関係資料の23ページ「令和2年度歳出予算の状況」の左側の表に沿ってご説明をさせていただきます。

まず、第1款「議会費」につきましては、861万1,000円で、前年度比で42万8,000円の増となっております。増の内訳といたしましては、平成31年度に予定をいたしておりました議員行政視察事業が台風19号の影響による被害状況などを考慮した結果、中止となったことから、改めて令和2年度に視察事業に係る経費を計上い

たしております。費用の増要因につきましては、視察事業に使用する交通用具を従来の借り上げバスから公共交通機関に変更したことによる増分となっております。

次に、第2款「総務費」でございます。総額は2億7,180万9,000円で、前年度比で470万4,000円の増となっております。

増の要因といたしましては、給料、職員手当、共済費等の人件費につきまして、支給実績に合わせたことに伴う総体的な費用の減が見込まれるところでございますが、災害備蓄品を予算計上したことが予算増の要因となっております。

次に、第2項「監査委員費」でございますが、こちらにつきましても議員行政視察に監査委員が同行するための費用の計上がございます。議員と同様に、借り上げバスから公共交通機関に変更したことにより増となっております。

次に、第3款「施設運営費」は、総額14億405万9,000円で、前年度比で2,880万9,000円の減となっております。

主な増減理由といたしましては、この資料の右側に記載をさせていただいておりますとおりでございます。第1項「ごみ処理施設費」、第2目「不燃・粗大ごみ処理費」では、ごみに混入する受入基準外のごみや混入不適物除去を強化することを目的とした必要な経費を新たに計上しているところでございますが、施設の補修周期により工事請負費が減となることや補修工事期間中に生じる不足電力の受電量が減となることが予算減の主な要因となっております。

次に、議案関係資料24ページ以降をご説明させていただきます。

なお、ここで予算書の説明欄の表記につきまして、慣例ではございますが、補足の説明をさせていただきます。

修繕料、委託料、工事請負費につきましては、競争入札等の適正化のために、従来より、件名別の予算額の表示は、行っておりません。

しかし、これにつきましては、議会における議案説明のために必要でありますことから、議案関係資料24ページから28ページまでに詳細を掲げてございます。

組合議員の皆様におかれましては、本資料のお取扱いにつきまして、何とぞご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

まず、24ページの修繕料でございますが、内容といたしましては庁内設備修繕など、記載の内容となっております。

次に、25ページから27ページの委託料でございます。可燃ごみ、不燃・粗大ごみ及びし尿処理に係る施設の運転管理委託料でございますが、平成28年度から5年間の長期継続契約をそれぞれ契約しているところでございます。

また、令和2年度の「議会費」、「総務費」、「施設運営費」全体の委託料といたしましては、5億2,844万3,000円となり、前年度比で734万1,000円の増となっております。

次に28ページ、「工事請負費」でございます。「工事請負費」につきましては、合計で7億2,909万9,000円となっております。対前年度比で4,436万3,000円の減となっております。

なお、令和2年度における主要工事といたしまして、集じん設備でごみを焼却したときに発生するばいじんを捕集するためのろ布の交換を予定しているところでございます。

資料が変わりまして、議案関係資料23ページ、歳出予算の状況に戻らせていただきます。

第4款「公債費」でございますが、平成27年度から平成28年度にかけて施工いたしました、灰処理設備改造工事に伴う起債償還費と一時借入金の利子を計上いたしております。

起債償還費の内訳といたしましては、元金が8,470万円、利子が96万4,000円となっております。元利合計で8,566万4,000円を計上いたしております。

なお、起債の償還方法につきましては、元利均等払いでの借り受けとしておりますので、計上額は前年度予算額と同額となっております。

第5款「諸支出金」でございます。「諸支出金」では、財政調整基金に行政財産使用料及び普通預金利子を積み立て、施設整備基金には施設の長寿命化事業に必要とされる構成市の負担金の平準化を目途とした、小金井市の可燃ごみ受託処理料や基金の運用利息を原資として積み立ててまいりましたが、小金井市の受託処理が令和元年12月末をもって終了したことから、全体の積立額は前年度比で2億2,473万8,000円の減額となっております。

次に、第6款「予備費」は、前年度と同額の3,000万円を計上いたしております。

第4号議案の補足説明につきましては以上でございます。

引き続きまして「第5号議案 令和2年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金について」、提案理由の補足説明を申し上げます。

第5号議案をご覧ください。ごみ処理負担金の市別の内訳でございます。上から順に申し上げます。稲城市が3億9,144万円、狛江市が3億2,818万4,000円、府中市が6億1,933万4,000円、国立市が2億6,020万5,000円、合計で15億9,916万3,000円となっております。

また、し尿処理負担金は稲城市と狛江市の2市となりまして、稲城市が5,411万1,000円、狛江市が352万2,000円、合計で5,763万3,000円となっております。

以上で、「第4号議案 令和2年度多摩川衛生組合一般会計予算」及び「第5号議案 令和2年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金について」の提案理由の補足説明を終わります。

○議長（谷田部 一之君） 以上で提案理由及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等のある方は挙手をお願いいたします。

〔 「なし」 の声あり 〕

○議長（谷田部 一之君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

質疑、討論は一括して審議いたしました。議案の採決につきましてはそれぞれ個別に行うことといたします。

それでは、お諮りいたします。「第4号議案 令和2年度多摩川衛生組合一般会計予算」を採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○議長（谷田部 一之君） 挙手全員であります。

よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

それでは、続いてお諮りいたします。「第5号議案 令和2年度多摩川衛生組合に係る組織団体の負担金について」を採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○議長（谷田部 一之君） 挙手全員であります。

よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（谷田部 一之君） 次に、日程第10「第6号議案 多摩川衛生組合監査委員の選任について」を議題といたします。

管理者より提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（高橋 勝浩君） 「第6号議案 多摩川衛生組合監査委員の選任について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年2月15日付けで多摩川衛生組合監査委員の木村淳二氏の任期が満了しますので、引き続き同氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により提案し、議会の同意を求めますのでございます。

第6号議案の説明は以上でございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（谷田部 一之君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（谷田部 一之君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより「第6号議案 多摩川衛生組合監査委員の選任について」を採決いたします。

本件を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○議長（谷田部 一之君） 賛成全員であります。

よって、第6号議案は原案のとおり同意されました。

○議長（谷田部 一之君） 次に、日程第11、第7号議案から日程第13、第9号議案につきましては、関連する議案でございますので、一括して説明を受け、質疑も一括して行い、その上でそれぞれの議案についてお諮りしたいと考えておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（谷田部 一之君） ご異議なしと認め、そのように進行いたします。

それでは、管理者より第7号議案から第9号議案の提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（高橋 勝浩君） 第7号議案から第9号議案の提案理由を一括して申し上げます。

第7号議案から第9号議案につきましては、「福生病院組合」が令和2年4月1日をもって名称を「福生病院企業団」に変更することに伴い、それぞれの団体に係る規約の変更が必要となるものでございます。

第7号議案は、「東京都市町村職員退職手当組合理約」を、第8号議案は「東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約」を、第9号議案は同団体が脱退するため「東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約」をそれぞれ変更するものでございます。

以上が第7号議案から第9号議案の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（谷田部 一之君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等のある方は挙手をお願いいたします。

〔 「なし」の声あり 〕

○議長（谷田部 一之君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

質疑、討論を一括して審議いたしました。議案の採決につきましてはそれぞれ個別に行うことといたします。

これより「第7号議案 東京都市町村職員退職手当組合理約の変更について」を採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔 賛成者 挙手 〕

○議長（谷田部 一之君） 挙手全員であります。

よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

続いて「第8号議案 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について」を採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔 賛成者 挙手 〕

○議長（谷田部 一之君） 挙手全員であります。

よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

続きまして「第9号議案 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について」を採決いたします。

本件を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔 賛成者 挙手 〕

○議長（谷田部 一之君） 挙手全員であります。

よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（谷田部 一之君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これもちまして、令和2年第1回「多摩川衛生組合議会定例会」を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

上記のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

多摩川衛生組合議会議長 谷田部 一 之

多摩川衛生組合議会議員 (2) 佐々木 貴 史

多摩川衛生組合議会議員 (11) 青 木 淳 子

多摩川衛生組合議会議員 (14) 山 岸 太 一